

報告第 5 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第15号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第15号）の件

令和３年度貝塚市一般会計補正予算（第15号）の件

令和３年度貝塚市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８５８，３０７千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４３，６０７，９８１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２13条第１項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

令和３年12月27日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9, 176, 643	1, 858, 307	11, 034, 950
	2. 国庫補助金	2, 763, 276	1, 858, 307	4, 621, 583
歳 入 合 計		41, 749, 674	1, 858, 307	43, 607, 981

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		7,858,610	3,241	7,861,851
	1. 総務管理費	7,077,218	3,241	7,080,459
3. 民生費		18,559,737	1,855,066	20,414,803
	1. 社会福祉費	6,903,007	1,855,066	8,758,073
歳	出	合	計	
		41,749,674	1,858,307	43,607,981

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	非課税世帯等臨時特別給付金事業	1, 855, 066